

労働上の問題で悩んだら



○労働契約～働き始める前に～

労働基準法では、使用者は労働者を採用するときは、労働条件を書面などで明示しなければならないと定められています。

- 労働契約の期間
- 就業場所、業務内容
- 始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇
- 賃金の決定、計算、支払方法
- 退職に関するルール など。



契約時に
確認しよう!

○就業規則～見たことはありますか?～

就業規則には、労働条件の詳細と、職場で守るべきルールが定められています。常時10人以上の労働者がいる事業所では必ず就業規則を作成し、周知しなければなりません。

労働条件等に疑問を感じたときは、まず就業規則を確認しましょう。

○こんな時は要注意!!

<サービス残業>

- 夜中まで働いても残業手当が付かない。
- タイムカードを押したあとも働かせられる。

休憩時間を除いて1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはならない、と定められています。これを超えて時間外労働を行わせた場合には、使用者は割増賃金を支払わなければなりません。

<長時間・過重労働>

- 達成不可能なノルマが課せられる。働きすぎで体調を崩した。
- 有給休暇が取得できない・与えられていない。

月の超過勤務が45時間を超えると脳・心臓疾患との関連性が高まり、80時間を超えると過労死などの危険性が高まるとされています。
有給休暇は正規・非正規の区別に関わらず全ての労働者に適用されます。

<パワーハラスメント>

- 殴られる、髪を切られる、正座させられるなど肉体的苦痛を与えられる。
- 罵声を浴びせられる、無視されるなど精神的苦痛を与えられる。

パワーハラスメントは職場全体の問題であると考え、誰か信頼できる人に話をし、1人で悩まないことも大切です。また、言葉でのパワハラの場合、通常の業務に付随する指導・管理・監督権に隠れてしまうことが多く、表面化しづらいのが特徴です。

対処方法は裏面へ!!

○割増賃金について～計算してみましょう～

残業代に関する相談が多く寄せられています。割増賃金について確認しましょう。

労働の種類	割増率
①時間外労働 法定労働時間を超えた場合	通常賃金の25%以上
②1ヶ月60時間を超えた場合は、その超えた部分 (中小企業主は当分の間適用猶予)	通常賃金の50%以上
休日労働 (法定休日に労働させた場合)	通常賃金の35%以上
深夜労働 (午後10時から午前5時に労働させた場合)	通常賃金の25%以上
時間外労働+深夜労働	①通常賃金の50%以上 ②通常賃金の75%以上
休日労働+深夜労働	通常賃金の60%以上

○記録を残しましょう!!

客観的に見て不当な行為が行われた証拠が無ければ、「身に覚えが無い」というように開き直られてしまう可能性があります。記録を残し、証拠としましょう。

<記録の取り方>

- ・サービス残業/長時間・過重労働の場合
タイムカードは正確な打刻を心がけ、毎日の出退勤時刻や業務内容をきちんとメモしておく。
給与明細を保管しておく。
- ・パワーハラスメントの場合
問題となる行為をメモする・録音する。

なるべく具体的に
記録を残そう!!



○お気軽に御相談ください!!

栃木県では労働問題に関する相談を受け付けています。

<労働相談>労働問題に関する全般的な内容を相談できます。

○宇都宮労政事務所

〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL:028-626-3053

○小山労政事務所

〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL:0285-22-4032

○大田原労政事務所

〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL:0287-22-4158

○足利労政事務所

〒326-8555 足利市伊勢町4-19 TEL:0284-41-1241

<働く人のメンタルヘルス相談>

「会社に行きたくない」「夜眠れない」など、メンタルヘルスの不調を感じたら、お気軽に御相談ください。産業カウンセラーが無料で相談に応じます。

相談は予約制です。詳しくはお近くの労政事務所へお問い合わせ下さい。